

## “世界で最も美しい散歩道” を歩く

3月初旬、ニュージーランドのミルフォードトラックを歩いてきました。弁護士になる以前から、「一度は行ってみたい」と思っていた憧れの地。その夢がついにかないました。

### 歩行距離は4日間で約65km！

ミルフォードトラックは、自然を守るために入山管理が厳格に行われており一日50名しか入山できないため、予約がなかなか取れない場所です。今回参加したガイドツアーは山小屋泊で、3泊4日かけて約65kmを歩きます。過酷なトレイルと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、なんと1日3食付きで夜はコース料理。従来の「山小屋」のイメージとは違い、かなりきれいで豪華なロッジなので、安心して泊まることができました。

### サンドフライは神様の使い？

一方で、ツアー中は常に虫刺されに悩まされていました。ニュージーランドに生息するハエの一種で、“サンドフライ”と呼ばれている虫ですが、かまれると非常にかゆく、顔がボコボコになりました。このサンドフライ、人間にとっては天敵ですが、美しい自然を守るための“神様の使い”だとされています。人間や動物の行き過ぎた侵入を防いでくれているのかもしれませんがね。

初めてのミルフォードトラックは、言葉で言い表せないくらい美しい景色で大自然をたっぷり満喫できました。電波の通じない4日間はデジタルデトックスにもなり、仕事のことを考える日常から離れて、現実世界でのコミュニケーションや、自然とのつながりにフォーカスすることができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。次のロサンゼルス旅行記もお楽しみに！

代表弁護士 和氣 良浩



## 「解約料」(キャンセル料) が高すぎる？

皆さんの中には、解約料(以下「キャンセル料」といいます。)を支払ったことのある方がおられると思います。たとえば、ホテルの宿泊予約をキャンセルしたら、直前のキャンセルではなかったにもかかわらず宿泊料全額(100%)に相当するキャンセル料を請求された方や、エステ店で12回コースの契約をした後でキャンセルを申し出たところ、高額のキャンセル料を請求されて驚いた方もいるかもしれません。

近時、消費者庁は、こうしたキャンセル料に関するトラブルが多く生じていることなどを受け、望ましいルールのあり方を検討するための研究会を立ち上げ、議論を開始しています。

### 「平均的な損害の額」の曖昧さ

これまで、キャンセル料の妥当性を検討する際には、主に消費者契約法の条文(第9条第1項第1号)に記載された「平均的な損害の額」を超えるか否かが基準とされてきました。もっとも、どのような場合に「平均的な損害の額」を超えるかについては、はっきりしない部分が多く、キャンセル料を支払う側だけでなく、キャンセル料を設定・請求する側の事業者からも、こうした基準の問題点が指摘されてきました。

こうしたルールの曖昧さから、リスクを回避しようとする事業者の中には、「同じ業界を見渡した上で、他社と横並びのキャンセル料を設定しよう」と考える事業者もいます。

今後、キャンセル料を規律するルールの問題点が解消されることで、予測可能性が高まり、消費者・ユーザー側だけでなく、キャンセル料を設定する事業者・会社側にとっても、望ましい状態が生まれることを期待しています。

パートナー弁護士 笹野 皓平

## ミyakumiyakuの 二次創作

いよいよ大阪万博開幕まで1年を切り  
ました。その公式キャラクター「ミyakumiyaku」は一度見たら忘れられない  
(!)インパクトがあり、実は人気がある  
ようです(そういえば、奈良の「せん  
とくん」も、今となっては人気者  
ですね。)

さて人気キャラクターとなると気になるのが「二次創作」。二次創作(二次  
的著作物)とは、①オリジナルをもと  
に変更を加えた新しい創作表現であ  
って、②オリジナルの特徴を直接感  
じさせるもの(著作権法2条11号、江  
差追分事件最高裁判決参照)。一目  
見たときに、「あ、オリジナルはミyakumiyaku  
だな」とわかるようなキャラクター  
を使った、イラストや漫画、着ぐる  
み、デザインその他の著作物のこと  
です。

### 同人誌って違法なの!?

この二次創作の典型は同人誌です。日本では、盛大にコミックマーケット  
(コミケ)が開催され、オリジナルの  
キャラクターを模したキャラの登場  
する同人誌が作られています。実  
は、そのような同人誌は、現行法上、  
著作権者の権利を侵害しているとい  
うことになっているのです! だ  
し著作権侵害は、著作権者が訴え  
なければ損害賠償や刑事事件に  
なることはないと言われていま  
すので、黙認されているキャラ  
クターもあります(二次創作によ  
って、オリジナルとともにキャラ  
クターが広く知られるようになる  
というケースもあります)。他  
方で、オリジナルを守りたいと  
厳しい対応をする著作

権者もいます。その中間として、  
キャラクターを広く知ってもら  
おうと、「ガイドライン」を作り、  
その範囲であれば二次創作を認  
めるという考え方の原作者も  
います。

### ミyakumiyakuはどうな っている?

では、ミyakumiyakuについてはどう  
なっているのかなと調べてみま  
したところ、ミyakumiyakuの著作  
権者である万博協会のホームペ  
ージに「二次創作ガイドライン」  
が公表されていました。中間パ  
ターンですね。「公式キャラク  
ターの二次創作を通じてより一  
層万博へ関心を寄せてほしい」  
という思いのもと、ガイドライ  
ンに従ったものならばOKとし  
ているわけです。



さて、このガイドラインによ  
ると、二次創作は、①非営利  
目的で、②個人的な利用に限  
って使えるとされています。ま  
た、当然ながら③不快なもの  
や万博の価値を下げるものなど  
はダメです。この基準のうち①  
に関して、ガイドラインは、報  
酬はもちろん、実費相当の対  
価を受けることも禁じていま  
すので、同人誌の「販売」とい  
うのはダメですね。他方で、  
個人がイラストを描いてX  
(旧Twitter)やブログに掲  
載したり、個人的にコスプレ  
を楽しんだりTikTokやイン  
スタにあげるということはOK  
なようです。

皆さまも、ぜひ楽しいミyakumiyaku  
の二次創作を作って、大阪  
万博の開幕を心待ちにしてみ  
られてはいかがでしょうか!

ちなみに、この記事にもミyakumiyaku

のロゴやイラストを  
使いたかったのですが、  
弁護士「法人」の「  
宣伝広告物」  
ですので、  
ダメですね。  
残念。

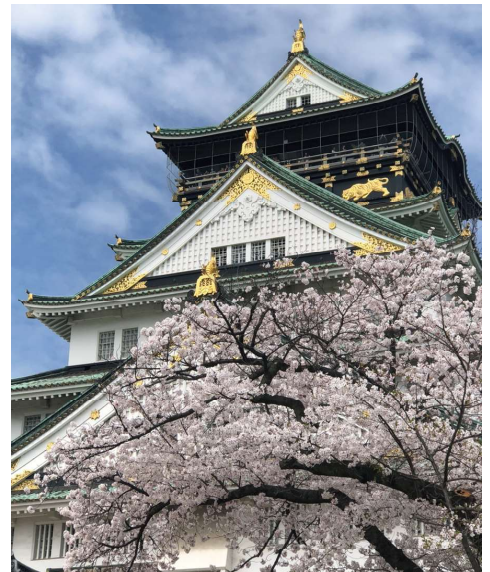
弁護士 嶋本 敦

## 事務員(新卒)が 入所しました

この4月から、ブライ  
トでは2名の新卒の方  
が事務員として入所  
しました。昨年、一昨  
年と3年連続で新卒  
の事務員を迎え入  
れているのですが、  
今年の新卒スタッ  
フを昨年の新卒  
スタッフがフォロー  
してくれたり、一  
昨年の新卒スタッ  
フがパラリーガル  
へ昇格したりと  
成長を感じます。

ブライトでは、私  
のようなパラリー  
ガルを含め、事務  
員がクライアント  
の皆様と弁護士の  
橋渡しの存在とな  
るべく、日々研鑽  
しております。Chat  
WorkやSlack、メ  
ール等で関わら  
せていただく機  
会もあるかと思  
いますが、今後  
ともどうぞよろ  
しくお願い致し  
ます。

パラリーガル 岡田 麻衣



CORPORATE  
SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト  
0120-929-739  
【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE

